# 肝炎重症化・肝がん予防推進事業について

平成28年3月14日 広島県健康福祉局薬務課

### 1 事業の概要

肝炎ウイルス検査陽性者をデータベース化し、広島県における肝炎ウイルスの感染状況、陽性者の受診動向、長期経過を把握し、保健指導・診療に役立てる等、肝がんによる死亡者数の減少を目標として「広島県肝疾患患者フォローアップシステム(以下『フォローアップシステム』という。)」を平成25年度から運用している。

平成26年度からは、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的に、フォローアップシステム登録者の内、一定の条件を満たしている者を対象に、年1回、初回精密検査及び定期検査費用の助成を開始し、今年度は、定期検査費用の助成回数を年2回(ただし初回精密検査を含む)に拡大したところである。

### 2 平成27年度の実施状況

(1) フォローアップシステムへの新規登録状況

今年度、本県の「『がん対策日本一』推進事業」における「ウイルス性肝炎対策」として、肝がん発生者の多くを占めるC型肝炎ウイルス陽性者の受診率向上のため、フォローアップシステムに新たに330人登録してもらうことを計画し、本事業を含め、次のとおり位置付け実施した。

事業名	事業概要
肝炎重症化・肝がん予防	フォローアップシステムを活用し
推進事業	た受診勧奨及び検査費用助成
肝疾患コーディネーター	市町の保健師及び産業医への研修
の養成・活用	による地域及び職域での対策強化
肝炎ウイルス検査・	抗ウイルス治療費の助成
治療助成事業	

C型登録者数(人)[上段:計画,下段:実績]				
第1	第 2	第 3	第 4	<b>⇒</b> 1.
四半期	四半期	四半期	四半期	計
70	80	90	90	330
53	48	156	35	292

※フォローアップシステム全体の登録者数:1,429人(平成28年1月末現在)

(内訳) 平成 25 年度:109 人, 平成 26 年度:840 人, 平成 27 年度:491 人 (登録後の辞退者 11 人)

## (2) 既登録者の更新登録状況

平成26年度は、平成26年7月から平成27年1月にかけて、 今年度は、平成27年10月に案内を一括送付した。その際、 登録者への情報提供の一環として「患者講習会」(11月福山・ 12月広島で開催)の案内を同封した。

※更新案内対象者は、登録者の内、登録後の辞退者及び 案内前に当該年度の受診が確認できた者を除く。

	H26	H27
更新登録案内数	105	940
<b>元女</b> 欢 /2 女 -	51	324
更新登録者数	(48.6%)	(34.5%)

※平成28年1月末現在

#### (3) 初回精密検査・定期検査費用助成の利用状況

初回精密検査費用助成は特定の肝炎ウイルス検査受検者 に,定期検査費用助成は非課税世帯に属する者と,対象者が 非常に限定されていることから,利用が伸び悩んでいる。

次年度以降,次のとおり対象者拡大等の変更を行う見込み。

	H26	H27
初回精密検査	12	13
定期検査	6	10

※平成28年2月末現在支給済の件数

## 【定期検査費用助成の制度変更について】

[ACAK DE ACAK				
		現在の制度	変更後の制度	
対		・県内に住民票あり ・フォロ	ーアップシステム登録者	
象	変更なし	・・肝炎治療受給者証を持っていない(有効期間外の検査費用が対象)		
要		・<慢性肝炎,肝硬変,肝がん>患者(治療後の経過観察含む)		
件	所得制限	住民税非課税世帯に属する者	世帯の市町民税(所得割)が23万5千円未満	
	助成内容	対象となる検査費用全額	①住民税非課税世帯  →対象となる検査費用全額(変更なし) ②住民税非課税世帯以外の慢性肝炎患者  →対象となる検査費用から3,000円減 ③住民税非課税世帯以外の肝硬変・肝がん患者  →対象となる検査費用から6,000円減	

# 3 次年度に向けての課題・検討事項

- ・ 新規登録者数については、目標に近い数値で伸びてきているものの、現在のところ、収集した情報を陽性者のフォローアップに効果的に活用できているとはいえない。
- ・ 更新登録者数については、十分な数とは言えず、更新登録者数を増やす取り組みが必要だが、登録者の受診頻度にも差異があり、更新登録案内や保健指導のタイミング、頻度等、陽性者のフォローアップを継続的に機能させていくための運営を検討する必要がある。
- ・ 初回精密検査費用助成の対象者には、県保健所又は市町による保健指導の機会があるため、フォローアップシステムへの登録及び検査費用助成制度の周知へのさらなる協力を働きかけていきたい。
- ・ 定期検査費用助成については、制度の変更を行った場合、C型肝炎で受給者資格認定を受けた者のうち、自己負担限度月額1万円の者については対象となる可能性が高いため、受給者証発送時にチラシ等を同封し周知を進めたい。